

福岡市子ども読書活動推進計画 (第2次)



平成23年5月

福岡市教育委員会

はじめに

子どもは、生まれてから独り立ちするまで、そのおよそ18年間の成長の中で、ことばを学び、考える力や感性を磨き、創造力や表現力を豊かなものにしながら、多くの人とコミュニケーションをとって、変化の激しい社会に対応して生きていく力を身につけていきます。そして、そのための礎となるものが「ことばの力」です。

読書が「ことばの力」、子どもの人間形成に果たす役割はきわめて大きく、私たち大人には、子どもが本と親しみ、読書を楽しめる環境づくりに積極的な役割を果たすことが求められています。

平成17年3月、福岡市教育委員会は、「福岡市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境づくりを推進してきました。

そして、同計画が掲げる各施策について、鋭意取り組んだ結果、大きな成果を上げることができました。

一方で、子どもの読書を取り巻く環境は、近年の情報メディアのめざましい発達の中で、電子書籍の普及が本格化するなど、急速、かつ、多様に変化しており、子どもの生活に影響を与える様々な課題が提起されるようになってきています。その中でも、テレビゲームやインターネットなどへの過度な接触が、知・徳・体のバランスのとれた子どもの成長に悪影響を与えていることがクローズアップされてきました。特に、読解力などの国語の能力やコミュニケーション能力といった、子どもの「ことばの力」の低下が懸念されています。

そこで、福岡市教育委員会では、市長部局との連携の下、子どもが本に親しみ、読書の楽しさ、すばらしさを感じながら健やかに成長し、生き生きと生きていくための「ことばの力」、「生きる力」をしっかりと身につけることができるように、「ことば輝く街」を目指す、「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定しました。

これまでの取組みの成果と課題を十分踏まえ、家庭・地域、学校、図書館それぞれが緊密に連携・協力しながら、子どもと本をつなぐ環境づくりを推進していきます。

平成23年5月
福岡市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の意義	1
2. 国及び本市の動向等（前計画策定前後から現在まで）	1
3. 前計画における取組みの成果と課題	3
4. 子どもの読書活動に関する意識調査	5
第2章 計画の基本的な考え方	14
1. 計画の基本目標「つくろうことば輝く街 ～子どもと本をつなぐ環境づくり～」	14
2. 計画の位置づけと性格	15
3. 計画の4つの取組み分野	15
4. 計画の対象	17
5. 計画の期間	17
第3章 子ども読書活動推進の取組み（重要施策）	17
1. 家庭・地域を中心とした読書活動の推進	17
2. 学校における読書活動の推進	18
3. 図書館を拠点とした読書活動の推進	18
4. 家庭・地域・学校等の連携の推進	18
第4章 計画推進のための体制	19
1. 子ども読書活動を推進するための体制の強化	19
2. 関連機関との連携	19
3. 地域との共働	19
第5章 施策一覧	20
[用語解説]	23

[資料編]	27
○子どもの読書活動に関する意識調査(抜粋)	28
I.調査の概要	28
II.標本構成	29
III.調査結果	30
○子どもの声(中学校図書委員に対するアンケート)	61
○福岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	64
○福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)策定の経過	67
○国民読書年に関する決議(平成20年6月6日)	68
○子どもの読書活動の推進に関する法律	69
[福岡市子ども読書活動推進計画(第2次)体系図]	71



第1章 | 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、コミュニケーション能力を高めるなど、子どもが変化の激しい社会に対応していく「生きる力」を身につけるために欠くことのできないものです。

現在、子どもたちの世界では携帯電話やインターネット、テレビゲームなどが急速に広まり、また、情報メディアの発達・普及により、大量かつ多様な情報が簡単・瞬時に入手できるようになった一方で、テレビやインターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されています。

そのような時代状況の中で、子ども読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童生徒期まで、その子どもの成長の段階に応じて一人ひとりに適した本と出会える環境を、保護者や周りの大人が積極的につくっていく必要があります、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支えていくための取り組みを行っていくことが重要です。

このため、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国と地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。また、同法に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が国において策定され、福岡県が平成15年3月に「福岡県子ども読書活動推進計画」を策定し、福岡市教育委員会も、平成17年3月に「福岡市子ども読書活動推進計画」（以下「前計画」という。）を策定して、様々な事業に取り組んできました。

その後、国は、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を、県は、平成22年3月に「福岡県子ども読書活動推進計画（改訂版）」を、それぞれ策定しています。

福岡市においても、子どもの読書活動をさらに推進するためには、これまで前計画に基づいて行ってきた取り組みの成果と課題を整理した上で、家庭・地域、学校、図書館などが連携しながら施策を進めていく必要があることから、前計画を見直し、「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下「計画」という。）を策定します。

2. 国及び本市の動向等（前計画策定前後から現在まで）

< 国の動向 >

(1) 教育基本法の改正（平成18年12月）

新しい教育基本法では、第10条で、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的な責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことが、また第11条で、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことが新たに規定されました。あわせて第13条では、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力に努めるべきことも新たに規定されました。

(2) 学校教育法の改正(平成19年6月)等

義務教育として行われる普通教育の目標として、新たに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」等が規定されました。また、同法の改正を踏まえ、平成20年3月に改訂された新学習指導要領では、「児童(生徒)の言語活動を充実すること」が新たに盛り込まれ、引き続き「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り」、児童生徒の「主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されています。

(3) 「国民読書年に関する決議」(平成20年6月)

平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が成立し、その第8条で学校教育における言語力の涵養について規定しています。

また、平成22年を「国民読書年」とすることが国会で決議され、読書のまちづくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4) 教育振興基本計画の策定(平成20年7月)

「教育振興基本計画」は、教育基本法第17条に基づき、国として初めて策定した計画です。教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、10年間(平成20～29年度)を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、前半の5年間(平成20～24年度)に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するものです。

その施策の中で、「基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する ②質の高い教育を支える環境の整備を行います」とし、主な取組みに『「学校図書館図書整備5か年計画」に基づく学校図書館資料の充実や司書教諭の配置など学校図書館の整備を推進します』を掲げています。

<本市の動向>

(1) 福岡市子ども総合計画の改定(平成17年3月,平成22年3月)

平成12年に策定された「福岡市子ども総合計画」は、平成17年3月に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直され、その中で「目標2 子どもが生き生きと育つ環境づくり 4 様々な体験活動の充実と情報提供 (1) 様々な体験機会の提供の推進」に「子どもの読書活動の推進」を掲げ、施策を推進してきました。

その後、平成22年3月に策定された「新・福岡市子ども総合計画」では、前述の「目標2」に加え、「目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進 2 たくましく生きる子どもの育成 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成」にも「ことばの教育」による豊かな心の育成等を推進することとしています。

(2) 「新しいふくおかの教育計画」の策定(平成21年6月)

福岡市教育委員会は、平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」に基づき、21世紀を生きる子どもを健やかにはぐくむため、学校教育を中心として、家庭や地域と連携した教育環境の実現に向け教育改革に取り組んできました。

平成15年3月、福岡市は、「福岡市新・基本計画」を策定し、「政策目標 1 子どもがたくましく生きる力、夢や希望をもって育つまちとなる (3) 21世紀を生きる子どもを健やかに育む学校教育の推進」の主要施策「豊かな心を育む教育の推進」の中に「読書活動の推進」を掲げました。

その後、平成20年6月に策定した「政策推進プラン（新・基本計画 第2次実施計画）」では、特に「子ども読書活動の推進（学校司書）」を重要な施策と位置づけました。

平成21年6月、福岡市教育委員会は、「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって子どもを共にはぐくむために「新しいふくおかの教育計画」を策定しました。

この計画では、目指す子ども像を「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とし、これを実現するための「公教育の福岡モデル」の一つとして、今後10年間重視する教育の内容に「ことばを大切に作る教育」を掲げています。

私たちの社会は、人と人との関係によって成り立っており、「ことば」はコミュニケーションの手段として最も重要な役割を果たしています。そのため、日本語を正確に理解し表現する「国語の能力」と、それを基盤として自分の思いを他者へ伝える・他者との人間関係をつくる等の「コミュニケーション能力」を育てる教育を推進する必要があります。

「読書活動の充実」は、そのための最も重要な取組みの一つであり、この計画では、学校司書の効果的配置や学校図書館ボランティアの協力を通して、本に親しむ子どもの育成を目指すとともに、学校図書館教育の活性化に努め、子ども自身が、自ら図書館に足を運び、読書を楽しむ環境づくりを目指すほか、毎月23日が「福岡市子どもと本の日」であることを踏まえ、朝の読書や読み聞かせの充実を目指し、読書を通じた心の育成に努めることとしています。

3.前計画における取組みの成果と課題

平成17年度から前計画に基づき、様々な事業に取り組んできたところですが、平成22年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を前計画が掲げる5本の柱（A～E）ごとにまとめました。

A 子どもの成長に応じた家庭での読書習慣の定着を目指します

< 成果 >

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、「子ども読書の日」（4月23日）が定められたことにちなみ、福岡市では、さらに毎月23日を「福岡市子どもと本の日」と定め、保育所・幼稚園・学校・図書館・公共施設などにチラシやポスターを配布するなど、広く啓発を行ってきました。その結果、保育所等では、家庭との連携を深めるために、毎月23日にあわせて絵本の貸出や親子読み聞かせ会を行い、また、学校では、校内放送や学校図書館だよりなどで「福岡市子どもと本の日」をPRするなどの独自の取組みも出てきました。

また、4か月健診時に絵本を配布し、ボランティアによる読み聞かせを実演しているブックスタート事業に関しては、平成21年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査」において、「生後10ヶ月以前から読み聞かせをはじめた」と回答した割合が、83.3%（平成16年度意識調査58.2%）と大幅に伸びており、読み聞かせを始めたきっかけも「4ヶ月健診で絵本をもらって」が34.6%を占めるなど、この事業によって絵本を通じた親子のふれあいが大きく推進されてきていると言えます。

<課題>

家庭の中での子どもの読書習慣は、周りの大人の意識に大きく左右されるため、大人の読書離れが進んでいることを踏まえながら、大人の意識を高めるよう啓発していくことが今後の課題となっています。

B 地域において子どもの読書活動を推進します

<成果>

福岡市の公民館では、児童書も備えています。乳幼児ふれあい学級や育児サークル、文庫活動などの子どもに関する行事の中で、絵本の読み聞かせなどのおはなし会や講座などの活動があり、地域の中でも子どもの読書活動に取り組んでいます。また、その他の子どもが集まる施設等でも、図書を設置したり、読み聞かせを企画したりするなど、子どもが本にふれあう機会をつくっています。

<課題>

子どもの集まる場所には必ず本がある環境をつくとともに、それをあらゆる場面で大人が見守り、子どもがいろいろな知識を得たり、想像する力、考える力などをはぐくむことを支援できる環境を継続していくことが必要です。

C 図書館において子どもの読書活動を推進します

<成果>

図書館は、平成22年7月に新たな分館として西部図書館を開館し、総合図書館と10の図書館分館となりました。いずれも「子ども図書館」や「子どもコーナー」を設置し、子どもたちにおはなしの楽しさを伝え、読書へのきっかけづくりとして定期的に読み聞かせやおはなし会を行っています。

その中では、0～2歳児と保護者を対象として、わらべうたや絵本の読み聞かせを行う「こぐまちゃんおはなし会」も開催しています。

また、子どもたちにどんな本を薦めたらいいか悩んでいる保護者等やいろいろな本を読みたい子どもたちの、本選びの助けとなる「モデル児童図書目録」の改訂版を発行しています。

さらに、地域の子どもの読書活動推進を行う地域文庫や留守家庭子ども会への団体貸出を推進するとともに、地域で活動するボランティアの支援のため、研修や講座等を開催しています。

<課題>

図書館を利用することが少なかった子どもや保護者の意見では、その理由の多くに、近くに図書館がないことが挙げられています。また、「地域文庫などの活動や図書館が取り組んでいる事業がよく分からない」、「どこに尋ねてよいか分からない」などの意見も多く挙げられています。

このため、子どもや大人が利用しやすく、また、積極的に情報提供を行う図書館であるための整備や取り組みが必要です。

学校図書館との連携では、図書の貸出や学校司書の研修など図書館による支援が望まれており、その体制づくりが必要です。

D 学校教育などにおいて読書活動を推進し、学校図書館を充実します

<成果>

保育所・幼稚園等では、日常的に読み聞かせを行ったり、「福岡市子どもと本の日」等における啓発を行って保護者との連携を進めました。また、地域ボランティアによるおはなし会などの取組みも進んできています。

小・中学校では、朝の読書活動を充実し、図書の整備に努めました。また、平成16年度に配置された15名の学校司書を、平成21年度から30名に増員し、学校図書館を支援する体制を強化してきました。

それらの結果、平成21年度には、月平均読み上げ冊数が、小・中学校ともはじめて全国平均を上回るなど、児童生徒の育成を目指した取組みの成果が現れてきているところです。

また、学校図書館ボランティアが活動している学校が、小・中学校合わせて平成16年度115校から平成21年度139校に増加しています。

<課題>

子どもにとって利用しやすい学校図書館を整備することとあわせて、学校図書館を通して本の楽しさを伝えることや調べ学習を充実することなど、読書活動のさらなる推進を図っていくことが必要です。

E 子どもの読書活動について、市民一人ひとりの理解と関心を高めます

<成果>

前計画策定時に設けられた「福岡市子どもと本の日」の周知は、チラシやポスターなどの配布により、学校等を中心に進んできました。

また、平成17年度から開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、年々参加者が増え、平成21年度には、延べ約5,000人の市民が参加しており、特に近年は家族での参加が増えてきました。同フォーラムは、市民との共働で開催しており、事前の企画会議から開催に至るまで、ボランティア相互の交流の場としても大きな役割を果たしています。

<課題>

「福岡市子どもと本の日」については、学校等で広がり、独自の企画・催しなどが実施されるなど、子どもの周辺では周知が進んでいるものの、子どもを取り巻くすべての大人が子どもの読書活動の重要性を正しく認識し、子どもに働きかけることが大切です。そのためには、今後、さらに子どもの読書活動の重要性を啓発していく必要があります。

4.子どもの読書活動に関する意識調査

(1) 調査結果の分析

前計画を策定するために平成16年度に行った「子どもの読書活動に関する意識調査」（以下「前回調査」という。）を実施していた学校等に対し、平成21年の11月から12月にかけて、再度の意識調査（以下「今回調査」という。）を実施した結果、下記のような実態がわかりました。

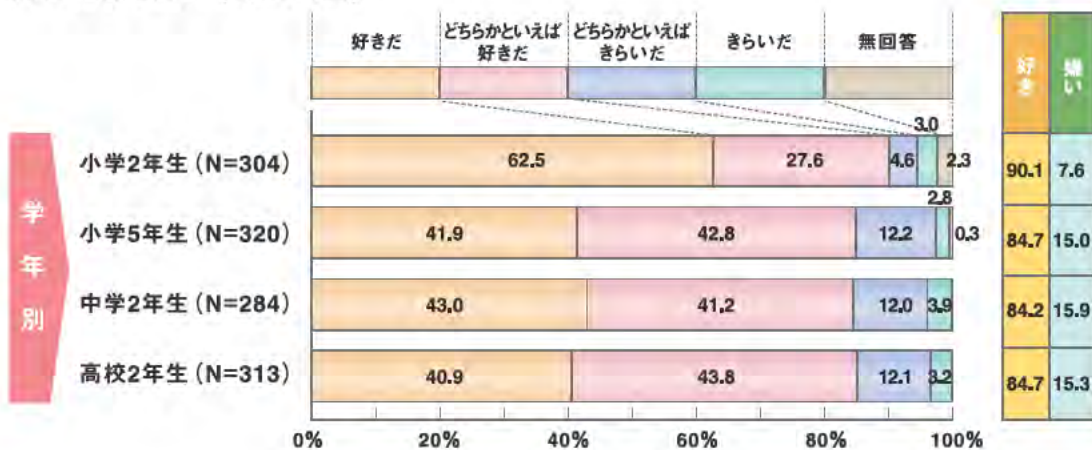
（調査の概要については、28ページ～29ページを参照）

ア. 子どもの状況

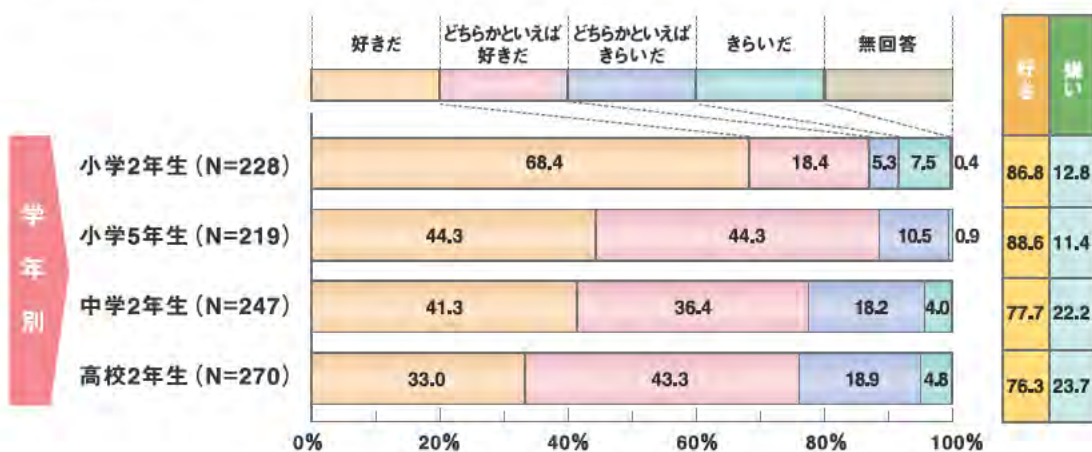
まず、今回調査において、読書の好き嫌いについては、『好き』（＝「好きだ」＋「どちらかといえば好きだ」）の割合は、いずれの学年も8割を占めており、多くの子どもが本が好きだと答えています。前回調査と比較して、小学2年生と中高生は読書が『好き』の割合が増加している一方で、小学5年生は『好き』の割合が減少し『嫌い』（＝「きらいだ」＋「どちらかといえばきらいだ」）の割合が増加しています。

また、『嫌い』の割合は、いずれの学年も2割未満となっています。（下図表参照）

■ 読書の好き嫌い（今回調査）



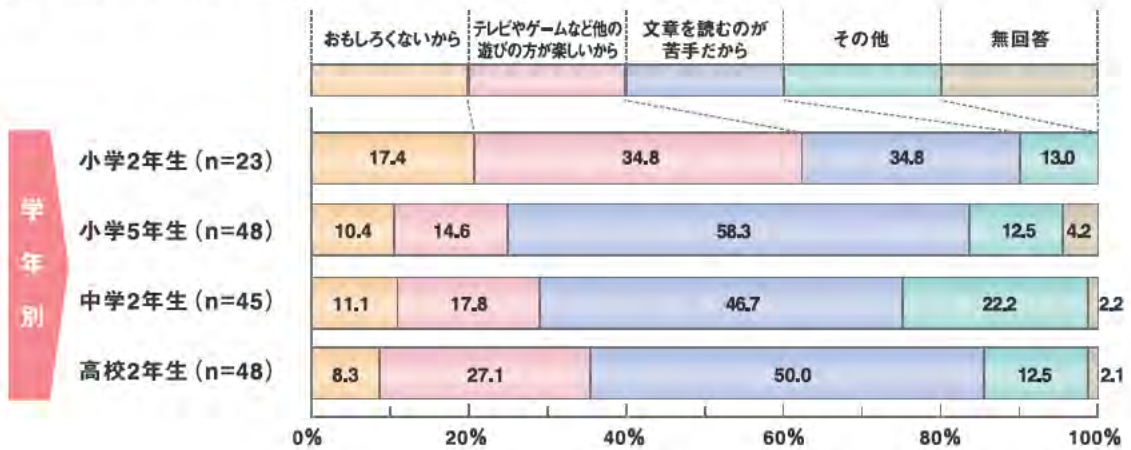
■ 読書の好き嫌い（前回調査）



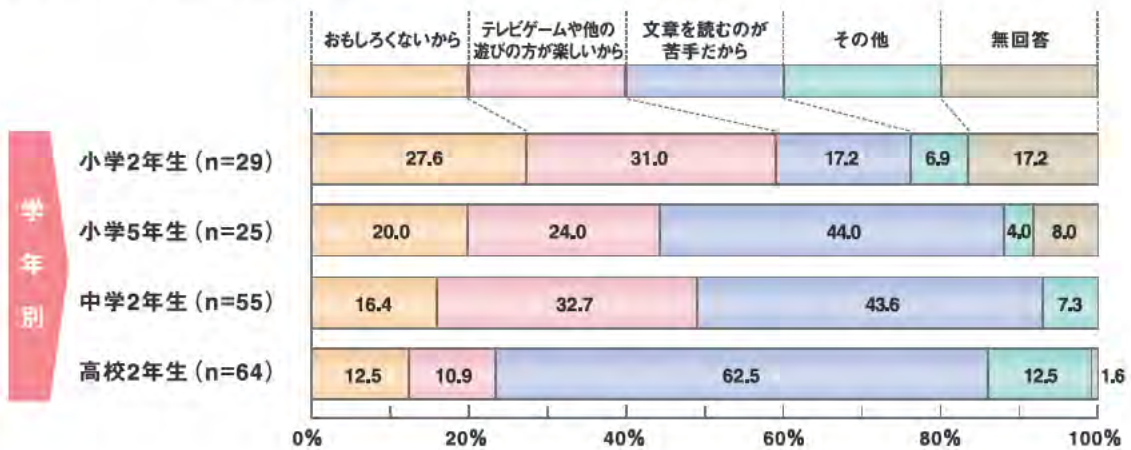
なお、読書が嫌いな理由として、小学2年生では「テレビやゲームなど他の遊びの方が楽しいから」と「文章を読むのが苦手だから」がいずれも34.8%と多く、その後の学年では「文章を読むのが苦手だから」が最も多くなっています。

これは、「テレビやゲームなど他の遊びの方が楽しいから」と幼少期あるいは小学校低学年から読書をせずに、テレビやゲームなどに長時間接触し続けた結果として、さらに文章を読むのが苦手となってしまった一部の子どもの実態をあらわしているのではないかと懸念されます。（次頁図表参照）

■読書が嫌いな理由（今回調査）

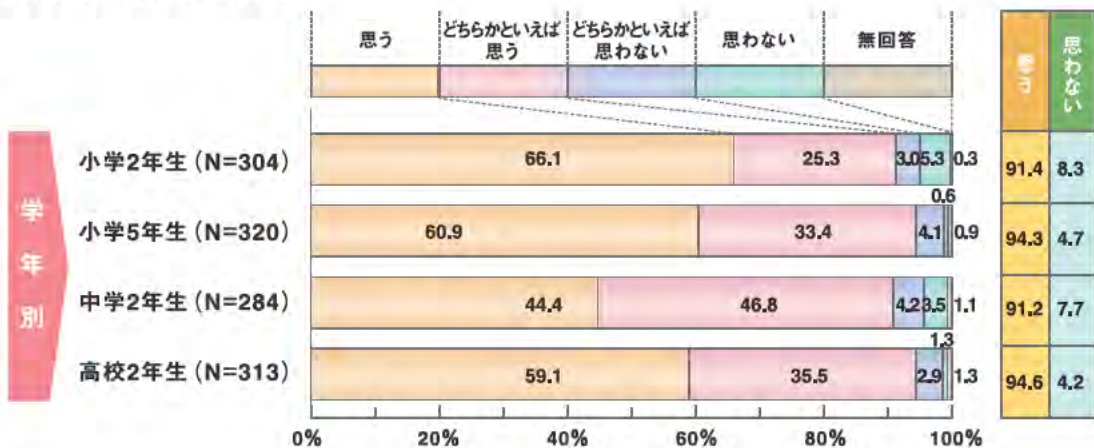


■読書が嫌いな理由（前回調査）

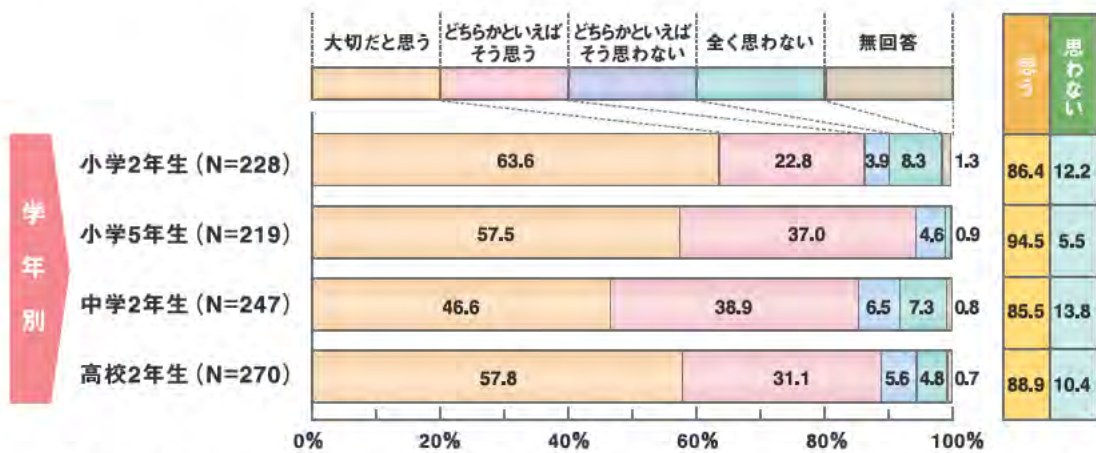


読書の大切さについては、『思う』（＝「思う」＋「どちらかといえば思う」）の割合は、いずれの学年も9割を超えており、前回調査と比較すると、読書を大切だと思う児童生徒は増加している傾向が見られます。（下図表参照）

■読書の大切さ（今回調査）



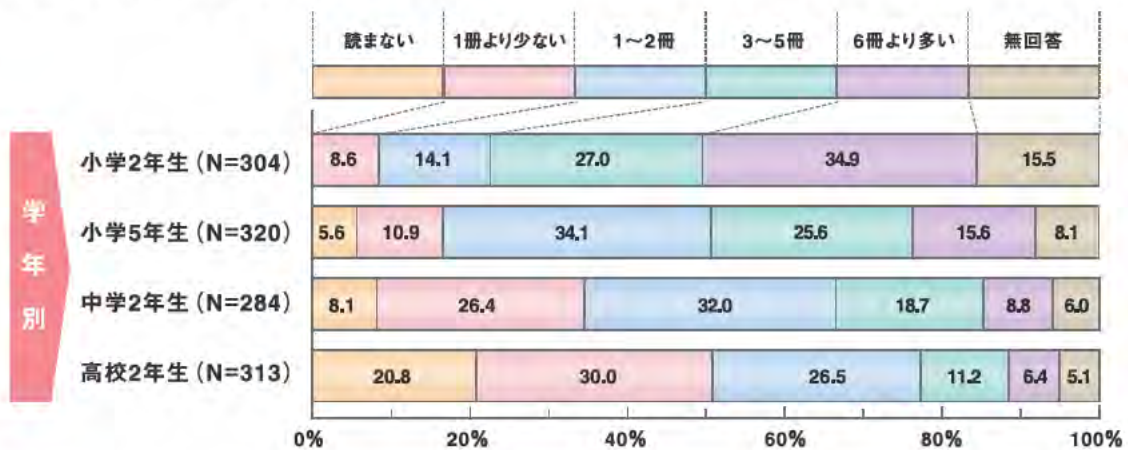
■ 読書の大切さ (前回調査)



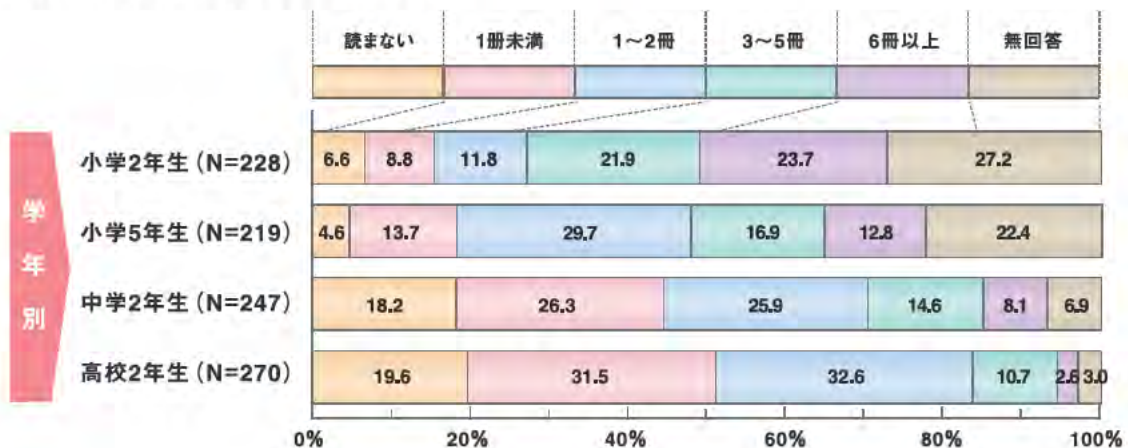
次に、本の読書冊数については、小学2年生は月に「6冊より多い」が34.9%と最も多く、次いで「3~5冊」27%の順となっており、月に3冊以上読む児童の割合は6割を超えています。しかしながら、学年が上がるにつれて「3~5冊」と「6冊より多い」の割合は減少し、一方「読まない」と「1冊より少ない」割合が増加しており、学年が上がるほど月間に読む本の冊数が少なくなる傾向が見られます。

『不読者』(=「読まない」+「1冊より少ない」)の割合について、前回調査と比較すると、いずれの学年も減少しており、特に、小学2年生では15.4%から8.6%に減少し、中学2年生は44.5%から34.5%に減少しています。(下図表参照)

■ 月間での読書冊数 (本) (今回調査)

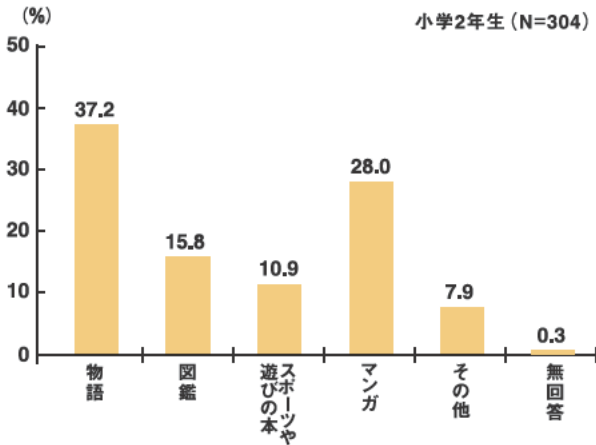


■ 月間での読書冊数 (本) (前回調査)

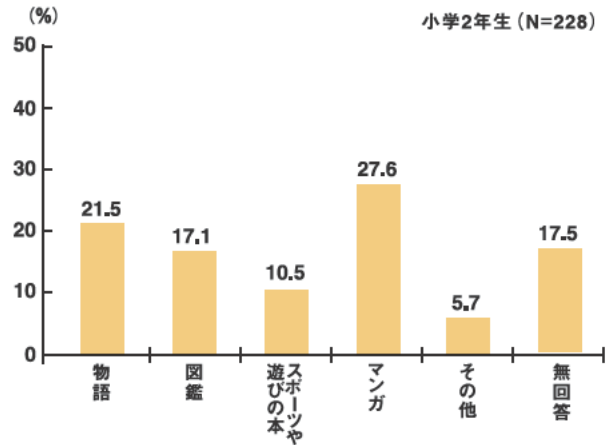


また、今回調査においては、好きな本の種類は、学年に関わらず、「小説や物語」が1位となっています。前回調査と比較すると、「小説や物語」が1位であった小学5年生以外は、1位「マンガ」と2位「小説や物語」の順位が入れ替わっています。また、「小説や物語」の割合がいずれの学年も約10ポイント程度増加しており、活字本を好む児童生徒の割合が確実に増加している傾向が見られます。（下図表参照）

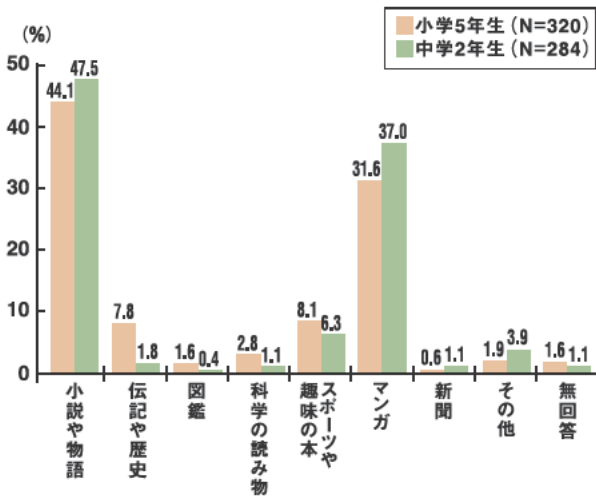
■好きな本の種類（小学2年生）（今回調査）



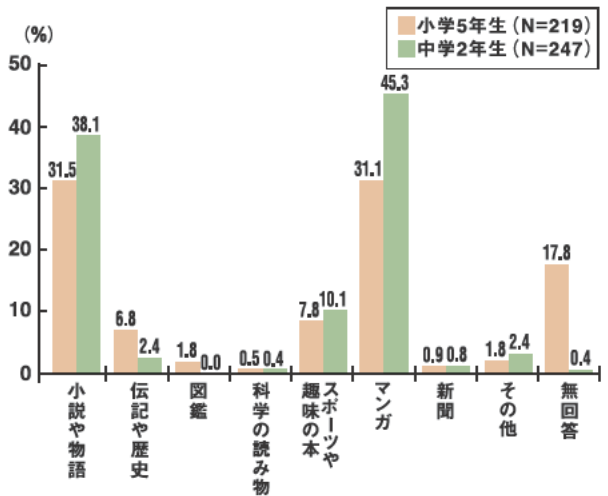
■好きな本の種類（小学2年生）（前回調査）



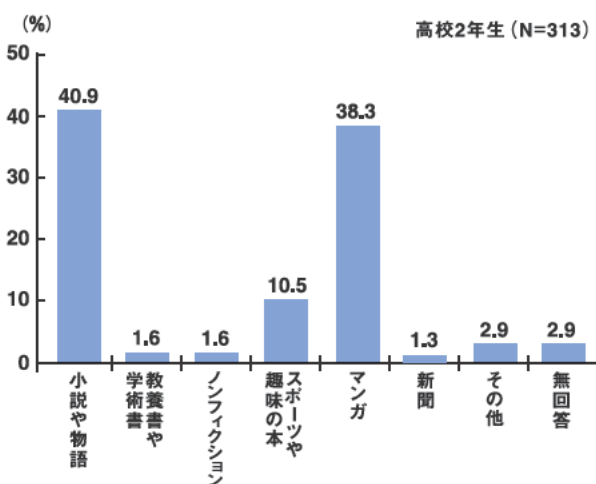
■好きな本の種類（小学5年生・中学2年生）（今回調査）



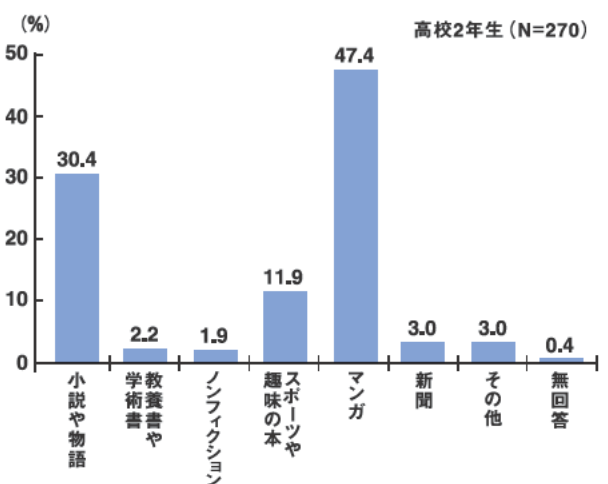
■好きな本の種類（小学5年生・中学2年生）（前回調査）



■好きな本の種類（高校2年生）（今回調査）



■好きな本の種類（高校2年生）（前回調査）

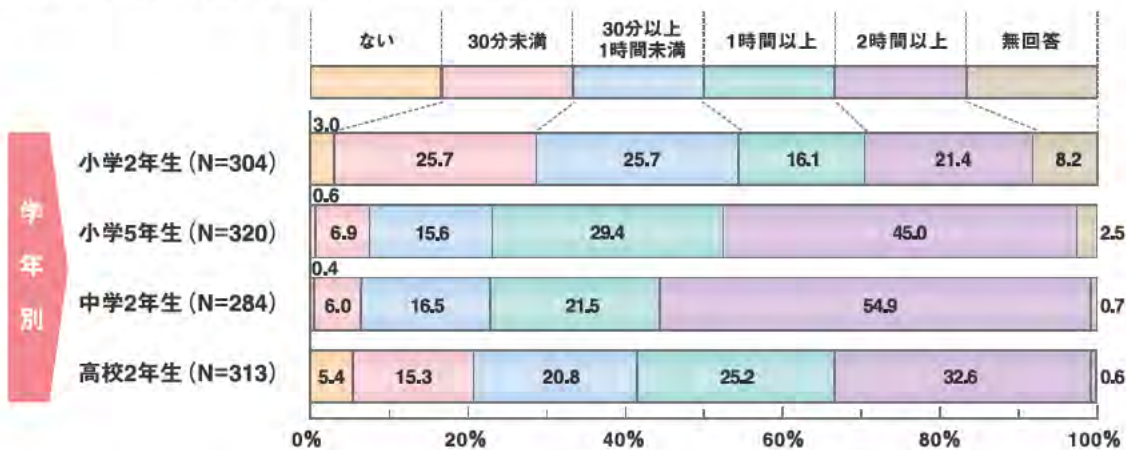


テレビ・ゲーム・携帯電話・インターネットなどのメディアの影響について総合的に検証してみると、小学5年生と中学2年生は、約半数が「平日に2時間以上」テレビを見ており、小・中学生の3割以上、特に、小学5年生、中学2年生は、5割以上の児童が「平日に30分以上」ゲームをしています。

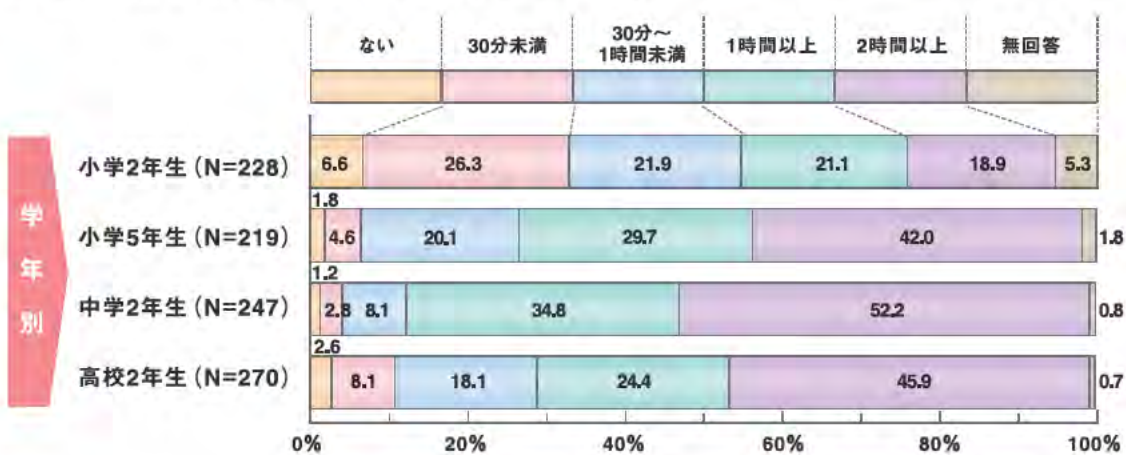
また、平日にメールやインターネットをする時間は、小学生は、前回調査と比較すると減ってはいるものの、小学2年生で9.2%、小学5年生で14.4%の児童が「平日に30分以上」メールやインターネットをしています。中学生になるとこれが51.4%と一気に広がり、高校生になると66.8%にもなっています。

これらの結果を見ると、子どもが様々なメディアに接する時間は、前回調査と比較して確実に増えてきています。(下図表参照)

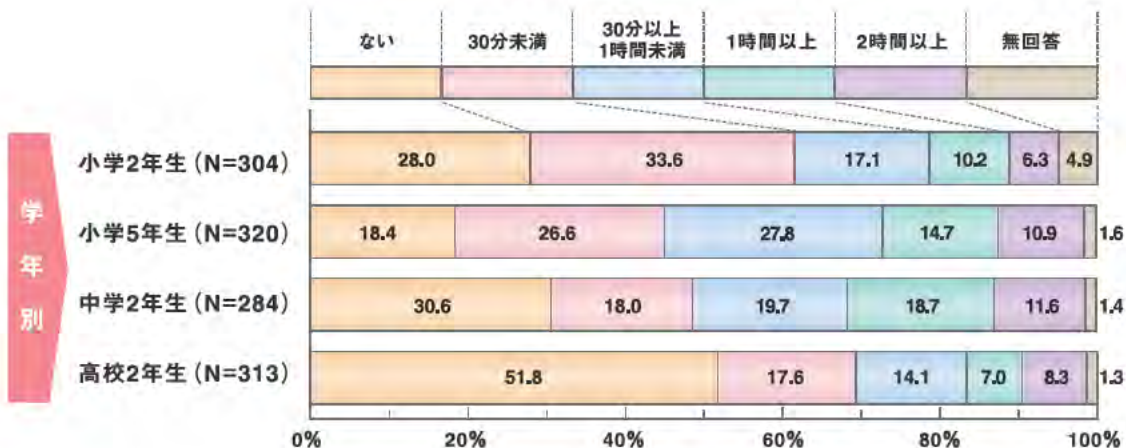
■ 平日での時間の使い方(テレビを見る)(今回調査)



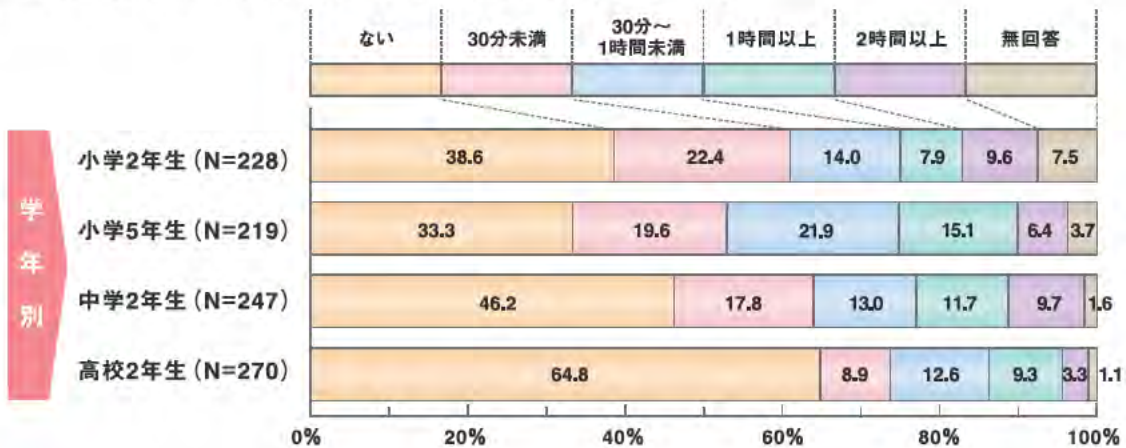
■ 平日での時間の使い方(テレビを見る)(前回調査)



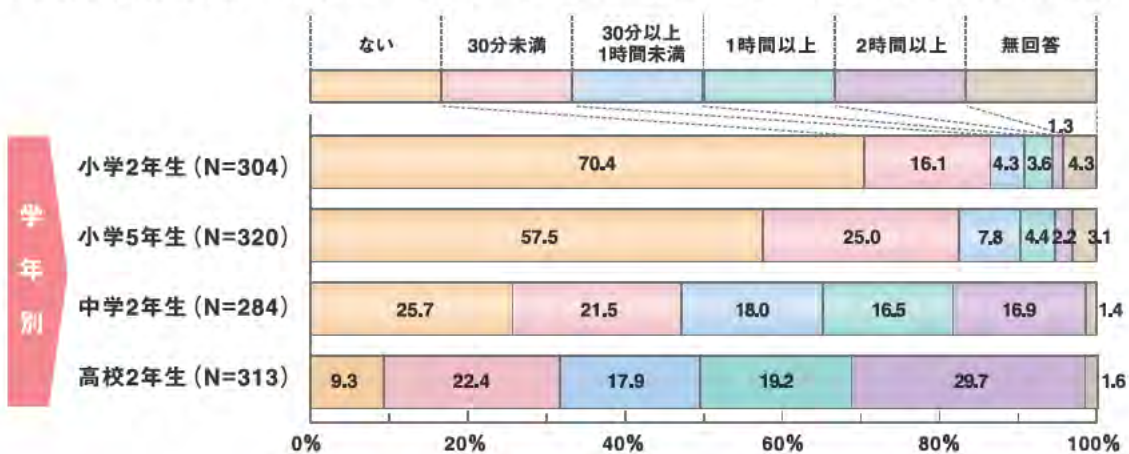
■ 平日での時間の使い方(ゲーム機やパソコンでゲームをする)(今回調査)



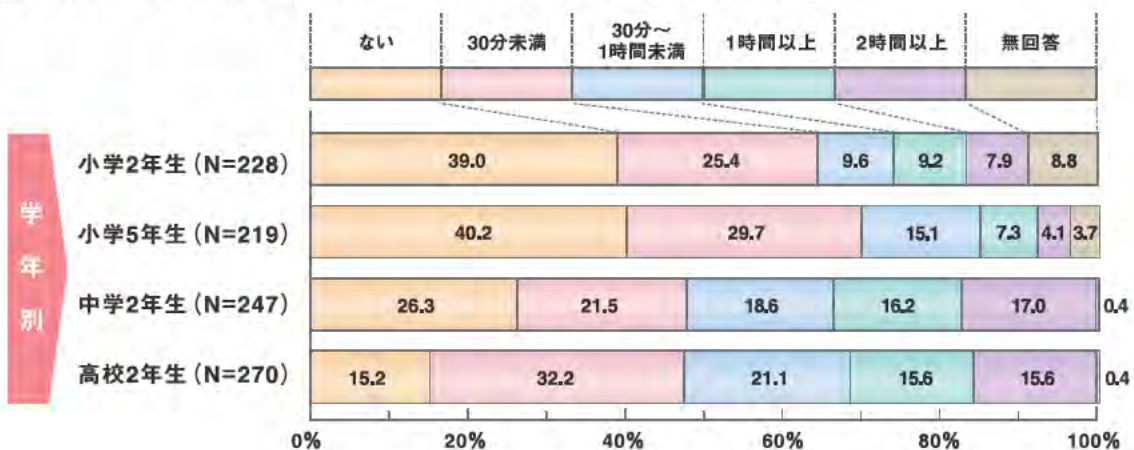
■平日での時間の使い方(テレビゲームをする)(前回調査)



■平日での時間の使い方(パソコンやケータイでメールやインターネットをする)(今回調査)



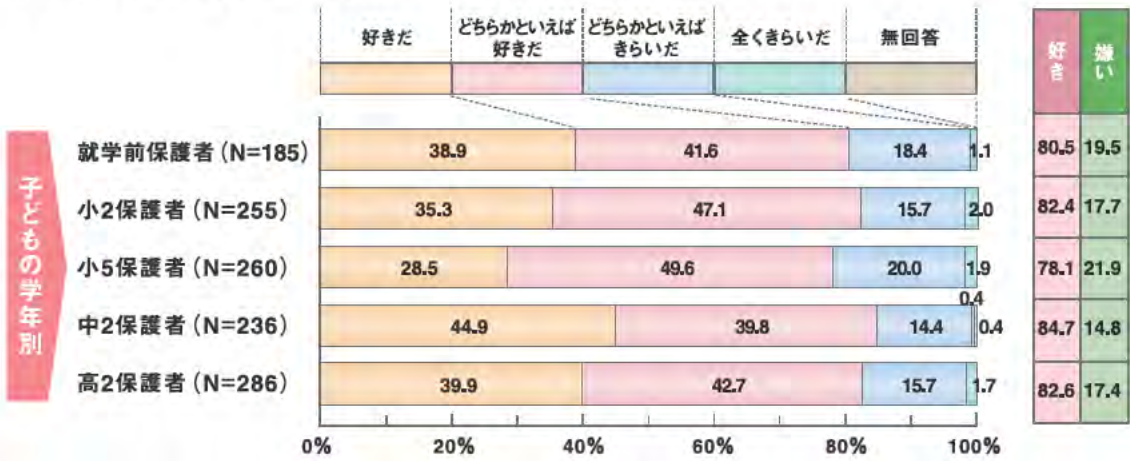
■平日での時間の使い方(メールやインターネットをする)(前回調査)



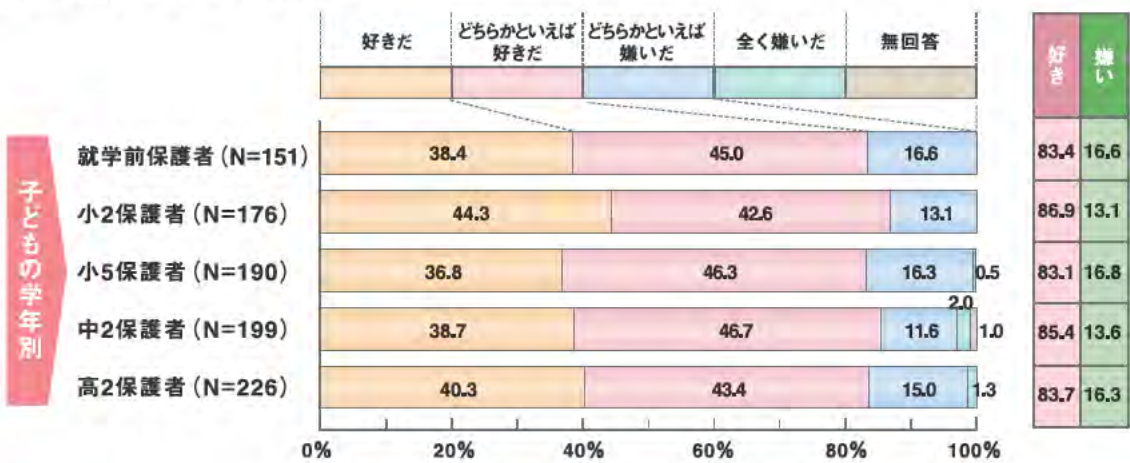
イ.保護者の状況

一方、保護者の調査結果ですが、読書の好き嫌いについては、いずれの学年の保護者も『好き』の割合が8割程度を占めています。しかしながら前回調査と比較すると、いずれの学年の保護者も『好き』の割合が減少し、『嫌い』の割合が増加しており、子どもよりむしろ保護者の読書離れが進んでいる傾向が見られます。(次頁図表参照)

■読書の好き嫌い（今回調査）

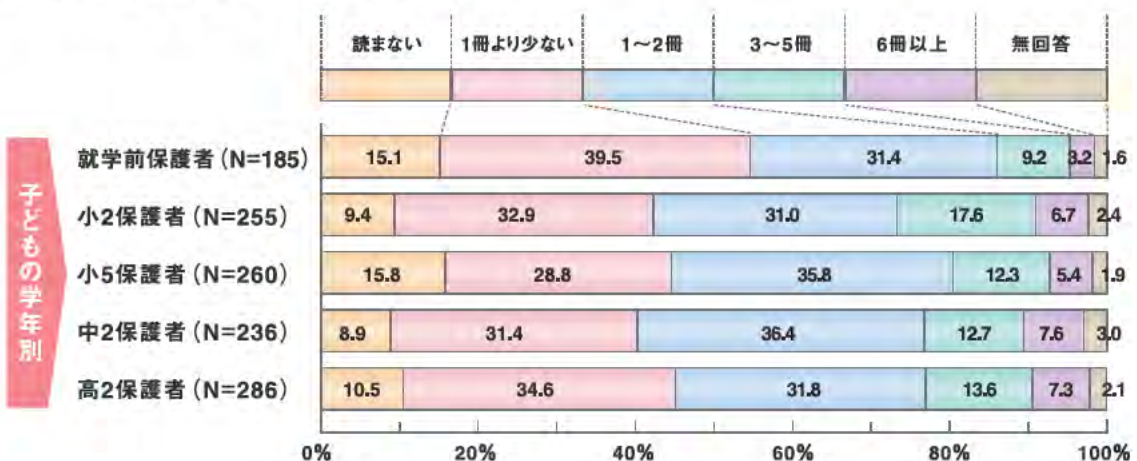


■読書の好き嫌い（前回調査）

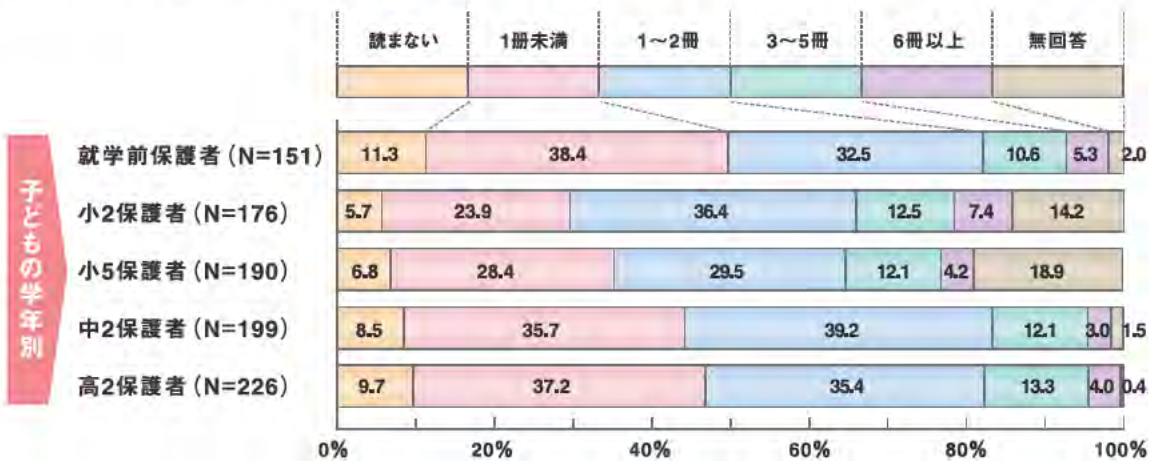


『不読者』（＝「読まない」＋「1冊より少ない」）については、前回調査と比較すると、就学前保護者で、4.9ポイント、小2保護者で、12.7ポイント、小5保護者で、9.4ポイント増加しており、比較的年齢が若い保護者における不読者が増えている傾向がうかがわれます。（下図表参照）

■月間での読書冊数（本）（今回調査）



■月間での読書冊数(本)(前回調査)



(2) 総括(意識調査から見えてきた成果と課題)

今回調査における結果として、読書の好き嫌いや大切さについては、前回調査と比較して、『好き』や『思う』の割合が、全体として増加の傾向にあり、また、好きな本の種類についても、「マンガ」ではなく、「小説や物語」がすべての学年で1位となるなど、ブックスタート事業を始め、前計画による取組みが着実に成果を上げている証左であると思われます。

しかしながら、子どもの心と体の発達に深刻な影響を及ぼすことが懸念されているメディアとの過剰な接触については、今回調査と前回調査の比較でも明らかなように、子どもが様々なメディアに接する時間は、確実に増えてきているようです。

子どもは、乳幼児期から小学校、そして中学校にかけて、自分と異なる他者と直接向き合いながら、コミュニケーション能力を培っていきます。「ことばの力」が育つためには、この時期に人と相対して言葉を交わす体験を十分に積むことが不可欠であると言われています。

平成21年度にNPO法人との共働により市内の小・中学校約8,000人を対象として実施した「子どものメディア接触に関する実態調査」でも、一部の子どもたちの知・徳・体の発達への深刻な影響が明らかになっていますが、子どもに「メディア漬け」、「メディア依存」ともいわれるメディアとの過剰な接触をさせないためには、文化やスポーツといった分野を問わず、家庭・地域・学校などにおける総がかりの取組みが必要であり、中でも、読書は、最も有効なアウトメディア対策の一つであると考えます。

この計画では、子どもが最も身近な大人(保護者など)と最も長い時間(乳幼児期を含む)を過ごす家庭での読書活動を特に推進することが重要となります。

一方で、「平成21年度文部科学白書」で指摘されているように、我が国の教育支出においては、公費に対して私費(特に家計)の割合が高く、保護者の収入などの経済的状況が「家庭の教育力」に大きく影響している実情があることから、家庭での読書活動を推進する取組みを支援・補完する、地域や学校・図書館等における取組みも重要となります。

また、今回調査の結果、大人の読書離れも進んでいる現状が認められることから、子どもだけに働きかけるのではなく、保護者をはじめ、周りの大人に対しても自ら読書をするように働きかけるとともに、大人自身が読書活動の意義を認識して、家庭や地域において、子どもの読書活動の機会の充実と読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくよう啓発する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1.計画の基本目標「つくろう ことば輝く街 ～子どもと本をつなぐ環境づくり～」

心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちみんなが、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが自ら進んで読書できるような環境を充実していきます。

具体的には、以下に掲げる環境づくりを目標とし、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備

子どもが本を読みたいと思う時（いつでも）、身近なところに（どこでも）、読みたい本がある環境を整備していきます。

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会の提供

子どもだけでなく、大人も一緒に読書を楽しめる催しなどを開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会を提供していきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成

学校や図書館などで子どもに読み聞かせをしたり、図書の整備をするボランティア等子ども読書活動を支える人材の育成のための研修を充実させるなど、人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」、「共読（ともどく）」等の推進

子どもも大人もいろいろなメディアとの良い関係を築き、あわせて、「福岡市子どもと本の日」を中心として、みんなで本を読む「共読（ともどく）」（ひとりではなく、保護者・友達・先生など複数の人と一緒に読書を楽しむことを表現する言葉）を推進していきます。

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

今まで以上に子どもの読書活動を推進していくために、市の関係機関や保護者、子どもに関わる団体などが一体となって取り組む共働のしくみづくりを推進していきます。

基本目標の達成度を示すため、新たに5年後の数値目標を設定し、その達成に邁進していきます。

*読書が好きな子どもの割合……………**90%以上**

*1か月に本を1冊も読まない子どもの割合……………**5%減**



2. 計画の位置づけと性格

この計画は、本市における今後5年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

したがって、計画に掲げた各施策の今後5年間の行程を示していますが、各施策の実施に当たっては、年度ごとの予算編成過程を通じて事業化していく必要があります。今後の施策の実施に当たっては、各年度の財政状況や行政改革の要請などの社会環境も踏まえ、事業手法の工夫・見直しによる事業費の縮減、既存事業や体制の積極的見直しに努めるなど、計画的、かつ、効率的に事業を推進していきます。

また、計画では、子どもの読書活動を推進していくために取り組む施策を、特に実現を目指す「重要施策」と「その他の施策」に分け、施策の重点化を図るとともに実現への「優先度」を明確にすることで、実効性を確保していきます。

3. 計画の4つの取組み分野

計画の目標を実現するため、家庭・地域・学校などの生活・活動の場などに応じて、計画の4つの取組み分野を設定することで関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取組みに努めます。

(1) 家庭・地域を中心にした読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生活の中心であり、保護者とのふれあいの中で言葉を学んでいく大切な場所です。乳幼児期のほとんどの時間を過ごし、それ以後も子どもの活動の拠点である家庭が、近年、核家族化、地域からの孤立化など大きく変化してきており、子どもだけでなく、子どもを育てる大人もその環境の変化に戸惑っています。この中で大人自身が本を読まずに、インターネットなどのメディア漬けになっている状況が子どもの読書活動に影響を与えているのです。

一方、地域は、子どもの遊びの場であり、いろいろな世代の大人と関わりながら成長していく社会でした。しかし、都市化が進み、人間関係の希薄化などで地域の助け合いや交流が減ってきています。

このため、地域では、公民館や子どもプラザなどを中心として、子育て講座や育児サークルなど子育てを支援する取組みが行われています。その中では、絵本を使って赤ちゃんとのふれあいを楽しんだり、おはなし会などを開催しながら子育ての情報も交換されています。また、公民館には、書架コーナーもあり、最も身近な公共施設として本とふれあうことができます。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭の役割の重要性を改めて確認し、家庭とそれを取り巻く地域等において、子どもがいつでも本にふれあうことのできる環境をみんなで整備していくこと、そして、子どもを取り巻く大人が率先してメディアとのよい関係を築く重要性を理解するよう、「福岡市子どもと本の日」を中心に、大人と子どもと一緒に読書を楽しむ「共読（ともどく）」などの取組みを推進していきます。

(2) 学校における読書活動の推進

本市では、平成21年6月に策定した「新しいふくおかの教育計画」の中で、「ことばを大切にする教育」を柱の一つに掲げ、全教育活動において「ことば」を重視した指導に取り組んでいます。

国においても、学校教育法の改正を踏まえ、小・中学校は平成20年3月、高等学校は平成21年3月に、学習指導要領が改正され、「総則」において、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されています。また、国語科の内容としても、小・中学校の各学年及び高等学校においても、読書に関する指導内容が位置づけられています。

このようなことから、本市では、「言語活動指導の手引き」を作成し、読む力を育てるための読書の重要性や、国語科を始めとして各教科等における言語活動の指導の重点等について示し、読む力を育てるための取組みを推進しています。

読書活動については、各学級において、朝読書の推進や各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて、学校図書館を利用しています。学校図書館には、子どもが読書を楽しむための本や学習に必要な資料などが備えられるとともに、児童生徒が利用しやすい学校図書館づくりが進められています。小・中・高等学校を通じて、発達段階に応じ、読書の習慣を養い、読書の幅を広げ、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することを重視しています。

学校図書館については、学校図書館法によって、司書教諭が中心的な役割を担って物的・人的環境を整え、運営することとなっており、図書委員会の児童生徒も学校図書館の運営にかかわっています。また小学校においては、ほとんどの学校で読書ボランティアが立ち上がっているところです。

読書活動の一層の充実を図るために、平成21年度から30名の学校司書を中学校ブロックを基本として小・中学校60校に配置し、司書教諭と連携協力して、学校図書館の活性化を図っています。

平成21年度の月平均読み上げ冊数が、小・中学校とも全国平均を上回るなど、本に親しむ児童生徒の育成を目指した取組みの成果が表われてきているところです。学校司書の配置については、成果と課題を十分に検証し、効果的な配置に努めていきます。

これからも学校図書館を有効に活用し、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め、「ことばの力」を伸ばし、豊かな心の育成と学力向上を図っていけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館を拠点とした読書活動の推進

福岡市の図書館は、平成22年7月に開館した西部図書館を含めると、総合図書館と10の分館となりました。総合図書館には、子ども図書館もあり、各図書館・分館では、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しむことができます。

また、年齢に合わせた図書や絵本、紙芝居などの収集・貸出だけでなく、読書相談、おはなし会などの行事、ボランティアのための講座の開催など様々な情報提供をしており、視覚障がいを持った子どものためには、点字図書館があり、点字図書・録音図書などもあります。

さらに、地域における読書活動を推進するために、図書の貸出など地域の団体を支援する役割もあります。

このように図書館は、家庭・地域・学校等のすべての読書活動の拠点として重要な役割を持っています。

この計画では、子どもだけでなく大人の読書活動も充実させるために、誰もが利用しやすい図書館として、図書・資料の整備やサービスの充実などを推進していきます。

(4) 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもは、家庭・地域・学校で、遊び、学びながら成長していきます。そこには、多くの大人がいて、子どもの成長を支えていると同時に大きな影響を与えています。その中で、子どもが、正しい知識を得、いろいろな人とふれあい、健全に成長していくためには、私たち大人が自ら読書の重要性を認識し、それぞれがつながり、協力しながら共に育てていくことを意識することが大切です。

子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、また、「ことば輝く街」を目指して、家庭・地域・学校・図書館それぞれが役割を認識し、連携を強化していくことで、この計画を効果的に推進していきます。

4.計画の対象

この計画の対象は、「概ね18歳以下のすべての子ども」とします。

5.計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から概ね5年間とします。

第3章 | 子ども読書活動推進の取組み(重要施策)

1.家庭・地域を中心にした読書活動の推進

○読書ボランティアとの連携【新規】

地域には、多くのボランティアが活動していることから、その状況を調査し、登録制によるボランティア名簿を作成し、この名簿を基に、ネットワークをつくり、子育て交流サロンや育児サークルなどで就学前の子どもを持つ保護者にその地域で活動する読書ボランティアを紹介するなど連携のあり方を検討します。

乳幼児期からメディアとのよい関係づくりを進めていくための有効な対策になることも含め、子どもの読書活動の大切さを保護者へ啓発していきます。

○ブックスタート事業に続く施策の検討【新規】

平成16年から開始したブックスタート事業に関しては、子どもの読書活動に関する意識調査の結果からも、子どもの読書活動の推進に有効であると考えられるため、その状況を継続させる次の段階の事業として、入学説明会時にチラシ等を配布する「ブックセカンド(仮称)」の取組みなど保護者への啓発が継続されるような施策について検討していきます。

2.学校における読書活動の推進

○学校司書の効果的配置の実施

学校では、司書教諭が中心的な役割を担って物的・人的環境を整え、読書センター、学習・情報センターとしての学校図書館を運営し、図書委員会の児童生徒もその運営にかかわっています。

これらの活動をなお一層充実するために、現在30名の学校司書を配置し、学校図書館の環境整備や読み聞かせ等の読書指導を行っています。

今後、その成果と課題を十分に検証し、効果的な配置に努めていきます。

○学校図書館のデータベース化による環境整備の充実

学校図書館の貸出・返却等の利便性の向上を図るために、すべての学校図書館の蔵書のデータベース化を推進します。また、学校での調べ学習に対応するため、総合図書館と連携して学校への団体貸出システムを整備します。

3.図書館を拠点とした読書活動の推進

○学校図書館への団体貸出【新規】

総合図書館で所蔵する図書を学校に貸し出すことにより、学校の授業や家庭における読書活動を支援し、子どもたちが本にふれ、本に親しむ機会を創出していきます。

○ヤングアダルトへのサービスの充実【新規】

読書離れの傾向が懸念されるヤングアダルト（12歳から18歳頃の児童と成人の中間に位置する年齢層）にとって関心が高い図書の展示をしたり、子どもが集まってお薦めの本などのブックリストを作成するなど、読書や図書館に興味・関心を持たせるための環境を整備していきます。

○障がい児への図書の貸出

障がいのある子どもたちにも読書の楽しさを実感してもらうために、郵送貸出（無料）など、既に実施している事業の周知に努めるとともに、大活字本や布の絵本などの資料の充実を図ります。

○地域文庫等紹介マップの作成・配布【新規】

公共図書館の図書サービスが行き届かない地域を補う役目を果たしている地域文庫の活動場所や活動状況を紹介する「地域文庫等紹介マップ」を作成し配布することで、家庭や地域における読書活動を支援していきます。

4.家庭・地域・学校等の連携の推進

○「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進

子どもの読書活動の推進のみならず、メディアとのよい関係づくりを進めていくための有効な対策と

いう観点からも、「福岡市子どもと本の日」を中心に、テレビなどを消して、大人と子どもと一緒に「共読（ともどく）」などの読書に親しむ活動や市民へ向けた講演会を実施し、また、書店や出版業界を始め、企業と共働するなど、広く「福岡市子どもと本の日」や「共読（ともどく）」の啓発を推進します。

○「子ども読書フォーラム」の拡充

「福岡市子どもと本の日」の啓発イベントとしての「子ども読書フォーラム」を、全市対象のみでなく、より身近な場所で開催し、回数を増やすことなどにより、本に親しむ機会と参加する子どもと大人、大人同士の相互交流や情報交換などの機会を提供しながら、さらに効果的な啓発を推進します。

第4章 | 計画推進のための体制

1. 子ども読書活動を推進するための体制の強化

- 計画を円滑に推進していくため、「子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、進捗状況の把握と検証をしていきます。同会議では、ボランティア活動者なども委員となり、家庭、地域、学校、図書館において子ども読書活動の推進の実情を行政が共有することで課題解決のための協議を行います。
- 「子ども読書活動推進会議」の事務局であり、読書ボランティアとの連携などを実施していく担当部署については、司書資格を有する職員を配置するなど、子ども読書活動推進のための体制の強化を検討します。

2. 関連機関との連携

- 福岡市には、多くの書店や出版社などが存在します。関係行政機関との連携に加えて、これらの事業者と幅広く連携・協力することで、子どもを取り巻く環境を効果的に充実するとともに、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していきます。

3. 地域との共働

- 計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動することも含め、より地域に根ざして、さらに広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進していきます。

第5章 | 施策一覧

【重要施策】

1. 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

施策名(担当局等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
読書ボランティアとの連携 (教育委員会)	読書ボランティアとの連携のあり方検討	ボランティア名簿の作成・連携			→
ブックスタートに続く事業の検討 (教育委員会)	ブックスタートの継続事業の検討				→

2. 学校における読書活動の推進

施策名(担当局等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校司書の効果的配置の実施 (教育委員会)	効果的な配置の検討 配置成果・課題の検証 学校司書の引き上げ後の支援体制の検討	→			→
学校図書館のデータベース化による環境整備の充実 (教育委員会)	学校図書館のデータベース化の支援				→

3. 図書館を拠点とした読書活動の推進

施策名(担当局等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校図書館への団体貸出 (教育委員会)	学校への貸出準備	小学校への貸出開始		中学校への貸出検討	中学校への貸出開始
ヤングアダルトへのサービスの充実 (教育委員会)	ブックリスト作成の検討委員会	ブックリストの作成、「ヤングアダルトコーナー」の充実	ブックリストの更新		→
障がい児への図書の貸出 (教育委員会)	広報の周知、資料の充実				→
地域文庫等紹介マップの作成・配布 (教育委員会)	地域文庫紹介マップの作成	マップの更新			→

4. 家庭・地域・学校等の連携の推進

施策名(担当局等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進 (教育委員会)	「福岡市子どもと本の日」と「共読」のチラシ等作成・講演会開催など				→
「子ども読書フォーラム」の拡充 (教育委員会)	読書フォーラムの開催 読書フォーラムの充実(ミニフォーラム開催など)				→

【その他の施策】

1. 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

施策名		担当局等
ブックスタート事業		こども未来局
公民館における子どもの読書活動の推進と支援		市民局
保育所での保護者への読書の重要性についての啓発		こども未来局
日常保育の中での読み聞かせの充実		
家庭との連携による読み聞かせの推進（保育所）		
絵本コーナー・貸出図書の充実（保育所）		
療育の中での読み聞かせの推進		
子どもプラザにおける子どもの読書活動の推進		
中央児童会館における子どもの読書活動の推進		
少年科学文化会館における子どもの読書活動の推進		
背振少年自然の家における子ども読書活動の推進		
海の中道青少年海の家における子どもの読書活動の推進		
その他の施設における子どもの読書活動の推進	美術館	教育委員会
	アジア美術館	
	博物館	
	市民福祉プラザ	保健福祉局
	人権のまちづくり館	市民局

2. 学校における読書活動の推進

施策名		担当局等
司書教諭の配置の充実		教育委員会
図書の整備		
学校教育における読書活動の推進（小・中学校）		
学校図書館の活性化と環境の充実（高校）		
朝の読書活動の推進（高校）		
特別支援教育における読書環境の充実		
子どもの読書活動推進に関する調査研究、情報提供		
学校図書館教育担当者の研修システムの改善		

3. 図書館を拠点とした読書活動の推進

施策名	担当局等
児童図書，児童研究資料の収集，提供	教育委員会
世界の絵本の収集	
おはなし会の実施	
ブックスタート事業のフォローアップ	
子ども対象イベントの実施	
「こどもとしょかんニュース」の発行	
地域文庫などへの団体貸出	
文庫活動ボランティア講座の開催	
地域文庫交流会の開催	
優良図書の周知普及	
視覚障がいのある子どもへの点字図書館の周知	こども未来局

4. 家庭・地域・学校等の連携の推進

施策名	担当局等
保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携の推進	こども未来局
障がい児施設における関係機関・地域ボランティアとの連携による取組みの充実	
PTAの取組みへの支援	教育委員会
「福岡市子ども読書活動推進会議」の設置	

用語解説

【アウトメディア】

テレビ、携帯端末、パソコンなどのメディア機器に過度に依存しないよう、自己コントロールし、家族間のコミュニケーションや体力の増進などの活動時間を確保しようとする生活。

【朝読書】

読書活動の充実を図るために、各小・中学校が、読書をする時間を週時制（時間割）に位置づけて行っている活動で、朝に行っていることが多いのでこのように呼ばれている。各学校において「朝の読書タイム」や「朝の10分間読書」などのネーミングで実施されている。

【学校司書】

司書資格を有する者で、司書教諭と連携協して読書活動の推進に取り組むことを目的として配置している。福岡市では、平成21年度からは、30名の学校司書を30の中学校ブロックに配置している。

【学校図書館ボランティア】

各学校の校長の教育方針の下、学校図書館内の本の貸出・返却・整理の補助、掲示物作成、蔵書のデータベース化の補助、読み聞かせなどに携わるボランティア。

【言語活動の充実】

言語活動は、知的活動（論理や思考）、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となるもので、平成23年度から小学校において、平成24年度から中学校において全面実施の学習指導要領において、その充実が求められている。例えば、国語の時間では、体験したことを記録・報告する活動や、相手を説得するために意見を述べ合う活動、知識や経験を活用して論述する活動を行う。それに伴って、知識を得たり自分の意見を構築したりするための読書活動が重要視されてくる。

【子育て交流サロン】

地域の見守り・支援の下、公民館等を活用して開設・運営される、乳幼児親子が気軽に集える交流の場。

【子ども読書フォーラム】

読み聞かせボランティアなど、市民との共働による子どもを対象にした読書イベント。平成17年度から年1回開催。

【子どもプラザ】

乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用でき、情報交換・相談ができる常設の遊び場。

【司書教諭】

司書教諭の講習を修了した者で、学校図書館の専門的職務を掌る。具体的には、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。また学校図書館法において、12学級以上の学級には必ず置かなければならないと定められている。

【障がい児施設】

心身に障がいのある児童が入所または通所し必要な保護をするとともに、自立自活に必要な知識技能を得るための施設（児童福祉法）。

【調べ学習】

各教科の発展や総合的な学習の時間において、学習で生まれた疑問や自己の課題解決のために、学校図書館の資料を活用して行う学習活動を指すことが多い。調べ学習に対応するための学習・情報センターとしての学校図書館の役割が重要になる。

【団体貸出】

図書館が地域や職場の団体やグループ、施設などに図書館資料をまとめて貸出すること。福岡市では、貸出冊数を1,000冊以内、期間を3～6ヶ月とし図書館車等で配本している。

【地域文庫】

個人やグループが、公民館や集会所等を拠点として、地域住への読書活動を行う私設の図書館のこと。

【点字図書】

点字で書かれた図書。

【読書ボランティア】

読書を普及・促進するための活動に携わるボランティアの総称。

【特別支援教育】

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。小・中学校においては、学校全体の支援体制を整備して、一人一人の児童生徒の障がいの状態などに応じた指導の方法や内容に努めている。特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために、「自立活動」という特別の指導領域を設けて教育を行っている。

【共読(ともどく)】

共に読む(ひとりでなく、保護者・友達・先生など複数の人と一緒に本を読んだり、読んだ本について感想を話し合ったりして、読書を楽しむ)ことを表現する言葉。

【ブックスタート】

赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。

【文庫活動】

地域文庫等の、個人やグループなどによって行われる図書館的な活動のこと。

【ヤングアダルト】

12歳から18歳頃の児童と成人の間に位置する年齢層のこと。

【郵便貸出】

図書館への来館が困難な利用者に対して図書の貸出・返却を、郵送によって行うこと。

【読み上げ冊数】

児童生徒の読書状況を調査する際に用いる用語で、学校内外を問わずに読書記録等を使って把握した1か月間で読んだ本の冊数のことを言う。

【読み聞かせボランティア】

読書ボランティアの中で、読み聞かせ活動に主体をおいたボランティアのこと。

【録音図書】

視覚障がいのある方にも読書に親しんでもらうため、書籍のテキストを音訳してCD等のメディアに録音したもの。

資料編



子どもの読書活動に関する意識調査（抜粋）

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、子どもの読書活動の現状や、平成16年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査」（以下、前回調査と記述）からの変化を把握することにより、福岡市子ども読書活動推進計画改定の資料とすることを目的として実施した。

2. 調査対象者

- ①市立小学校2年生の児童及びその保護者
- ②市立小学校5年生の児童及びその保護者
- ③市立中学校2年生の生徒及びその保護者
- ④県立、市立、私立高校2年生の生徒及びその保護者
- ⑤子が1歳半、3歳の未就学児の保護者
- ⑥読書活動団体

3. 調査方法

- ①
 - ②
 - ③
- 教育委員会の巡回メール便を使い、配布・回収を行った。
- ④市立高校については教育委員会の巡回メール便、県立、私立高校については直接訪問して配布・回収を行った。
 - ⑤各区保健福祉センターでの定期検診（1歳6か月及び3歳児健診）時に直接配布し、郵送によって回収を行った。
 - ⑥郵送によって配布・回収を行った。

4. 調査実施期間

平成21年11月1日～12月25日

5. 回収状況

	配布数	回収数	回収率(%)
小学校2年生	305	304	99.7%
小学校2年生の保護者	304	255	83.9%
小学校5年生	327	320	97.9%
小学校5年生の保護者	327	260	79.5%
中学校2年生	284	284	100.0%
中学校2年生の保護者	288	236	81.9%
高校2年生	318	313	98.4%
高校2年生の保護者	312	286	91.7%
未就学児の保護者	300	185	61.7%
読書活動団体	301	197	65.4%

6. 調査結果利用上の注意

- (1) 単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数（標本数）を100%としている。なお、回答の比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表に示す比率の合計は必ずしも100%にならない。
- (2) 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の集計については、項目別に、基数（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合としている。したがって、図表に示す各項目の比率の合計は100%を超える場合がある。
- (3) 図表に示すN, nは、比率算出上の基数（標本数）である。
 N=標本全数
 n=該当数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）
- (4) 図表及び文章中では、スペースの関係で選択肢の文言を短縮して表記している場合がある。
- (5) 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち2つ以上のものを合計して表す場合は「 」としている。
- (6) 読書活動団体調査は、質問に対する回答を自由記述式で実施しているが、調査結果を定量的に把握するため、記述内容を定量データに置き換え、これを集計し、分析している。なお、自由記述式の調査を分析の手段として置き換えた定量データを、時系列的な変化をみる尺度とするのは適切ではないことから、平成16年度に実施した同様の調査との比較分析は行っていない。

II. 標本構成

1. 子ども

◎学年別

		サンプル数	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
全 体		1,221 100.0	304 24.9	320 26.2	284 23.3	313 25.6
性 別	男 性	571 100.0	156 27.3	150 26.3	138 24.2	127 22.2
	女 性	639 100.0	144 22.5	168 26.3	142 22.2	185 29.0
	無回答	11 100.0	4 36.4	2 18.2	4 36.4	1 9.1

2. 保護者

◎子どもの学年別

		サンプル数	就学前保護者	小2保護者	小5保護者	中2保護者	高2保護者
全 体		1,222 100.0	185 15.1	255 20.9	260 21.3	236 19.3	286 23.4

3. 団体

◎主な活動場所別

		サンプル数	市立公民館	他の集會施設	小学校	留守家庭子ども会	保育所・幼稚園等	その他
全 体		197 100.0	42 21.3	5 2.5	27 13.7	88 44.7	25 12.7	10 5.1